

○ 財務省告示第 20 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57 年大蔵省令第 30 号) 第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 20 日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 12 日

財務大臣臨時代理

国務大臣 松本 剛明

1	名称及び記号	国庫短期証券(第 1202 回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号) 第 46 条第 1 項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
5	発行額	額面金額で 1,999,920,000,000 円
6	最低額面金額	50,000 円
7	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
8	発行日	令和 5 年 12 月 20 日
9	発行価格	額面金額 100 円につき 100 円 4 厘
10	償還期限	令和 6 年 12 月 20 日

ただし、償還期が銀行休業日に
当たるときは、その翌営業日に
償還金を支払う。

- | | | |
|----|------------|-------------------|
| 11 | 償還金額 | 額面金額 100円につき 100円 |
| 12 | 元金支払場
所 | 日本銀行 |
| 13 | 払込期日 | 令和5年12月20日 |